

徳臣熊大教授ら十氏

公害被害者認定委員決る

年末の臨時国会で成立した公害被害者救済法に基づき、県では県公害被害者認定審査会をスタートさせることになり、十四日、徳臣比古熊大教授ら十氏に審査会委員を委嘱した。二十六日に初会合を開く。

同審査会は従来の水俣病審査委員会と同じ役割りを果たすもので、委員数も十人と同じだが、メンバーは徳臣熊大教授、武内忠男

同教授、大橋登水俣市立病院院長、三島功同副院長、伊藤県衛生部長の旧委員のほか、新たに立津政順熊大教授、神原武同助教授、荒木

淑郎九大助教授、朝隈貞光水俣・芦北医師会副会長が加わった。旧委員会長貴田丈夫熊大教授は健康上の理由で辞退した。

二十六日の初会合では水俣病と認定された県内関係者百十一人（死亡四十四人、患者六十七人）を改めて公害被害者として寺本知事

に認定を申請するほか、新たに認定を申請している人たちの取り扱い方法を協議する。

審査会で認定された患者には公害医療手帳が交付され、二月一日以降の治療費は県から支給される。これと並行して最高月額四千人の医療手当て、最高月額九千円の介護手当てなども支給される。

なお出水市居住の十五人の認定患者は鹿児島県の審査会で認定、今後医療手当てなども鹿児島県から受給することになる。